

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第四十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条の第四項」を「第五条の六第四項」に改める。

第三条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第四条第一項の表手数料条例別表一の項に規定する手数料（法第八十七条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請及び法第八十七条第一項において準用する法第十八条第二項の規定による通知に係るものを除く。以下この表において同じ。）並びに同表三の項及び四の項に規定する手数料の項中「同表三の項及び四の項」を「同表二の項及び三の項」に改め、同表手数料条例別表二の項に規定する手数料の項を削り、同表手数料条例別表四十九の項及び五十の項に規定する手数料の項中「別表四十九の項及び五十の項」を「別表四十八の項及び四十九の項」に改め、同表手数料条例別表五十一の項及び五十二の項に規定する手数料の項中「別表五十一の項及び五十二の項」を「別表五十の項及び五十一の項」に改める。

第五条第一項中「（法第八十七条の二）を「及び第二号若しくは法第十八条第二十四項第一号及び第二号（これらの規定を法第八十七条の二）」に、「承認」を「認定」に改める。

第七条中「第八条の二第八項」を「第八条の二第十三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。